

○美深町小規模土地改良事業補助金交付要綱

平成 28 年 2 月 26 日制定

美深町小規模土地改良事業補助金交付要綱
美深町小規模土地改良事業補助金交付要綱（平成 28 年制定）の一部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、美深町農業生産奨励補助規則（昭和 38 年規則第 4 号。以下「奨励規則」という。）に基づき、排水不良な農用地に暗きょ排水及び明きょ排水の改良を実施し、経営の安定を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第 2 条 本事業の補助対象は、美深町内で農業経営を営んでいる農業者（以下「補助事業者」という。）が、美深町内の本人自らの耕作地（借地を含む。）において行う次の事業をいう。ただし、国、道、町又はその他の事業主体による土地改良事業により事業計画、実施している耕作地を除く。

（1）排水改良のため、土管若しくはパイプにより実施する暗きょ排水事業

（2）土地改良のため、新たに実施又は既設明きょを改修する明きょ排水事業。

ただし、明きょの規格は、敷幅 30cm、法 1 割以上、深さ 60cm 以上のものを原則とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、別表に定める額とする。

（1）同一補助事業者における同一年度の補助金交付額は、5,000 円以上（重機運搬分を除く。）とし、600,000 円を限度とする。

（2）補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第 4 条 事業者は、町長に対し美深町小規模土地改良事業実施計画認定申請書（別記第 1 号様式）をその定める期日までに提出しなければならない。

（事業計画の認定）

第 5 条 町長は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により当該計画の内容を調査し認定すべきものと認めるときは、すみやかに事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な事業を行うため必要があると認めるときは、事業の計画に係る事項につき修正を加えて計画の認定をすることができる。

（事業計画の変更及び廃止）

第 6 条 前条の規定により事業の認定通知を受けた事業者は、事業計画に内容の変更が生ずる場合、若しくは事業を中止する場合は、美深町小規模土地改良事業計画変更承認申請書（別記第 2 号様式）に必要な関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、すみやかに事業者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の交付申請）

第 7 条 事業者は、当該事業が完了したときは、すみやかに美深町小規模土地改良事業実績報告書（別記第 3 号様式）及び奨励規則第 3 条に規定する補助金交付申請書（別記第 4 号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、請求書又は領収書の写しが添付できない場合は、美深町職員の現地立会を受けなければならない。この場合においても図面及び写真を添付しなければならない。

（1）暗きょ排水事業は、資材等の購入を証する請求書または領収書の写し及び図面、実施写真

（2）明きょ排水事業は、機械代の請求書または領収証の写し及び図面、完了写真

2 前項の規定による美深町小規模土地改良事業実績報告書を受理したときは、事務担当者はその事業内容について検査し、事業検定調書（別記第 5 号様式）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の検査により事業検定に合格したときは、完了検査結果合格通知書（別記第 6 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書について適正と認め、事業検定に合格したときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金額の確定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、当該年度の3月末日までに、美深町小規模土地改良事業補助金請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金等の取消し等）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の取消しまたは減額若しくは全部または一部を返還させることができるものとする。

- （1）当該農用地を目的外の用途に供したとき。
- （2）不正行為により補助金等の交付を受けたとき。
- （3）その他交付条件に違反したとき。

（その他）

第11条 本事業の実施に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業内容	補助金額
暗きょ排水	1 m当たり300円 1 m当たり 350円
明きょ排水	1 m当たり350円 新設する明きょ排水 1 m 当たり 350円 改修に伴う明きょ排水 1 m当たり 210円
重機搬送	1ヶ所当たり 7,000円